

特定共同事業の要件緩和等をした場合の諸形態

A案（特定共同事業目的要件緩和案）

外国法事務弁護士と弁護士との特定共同事業の目的要件規定につき、その要件を緩和する。
外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定は存続させる。
外国法事務弁護士と弁護士との特定共同事業以外の収益分配禁止規定は存続させる。

【内 容】

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）第49条の2第1項第1号ないし第3号の目的制限の各要件を緩和する。

これにより特定共同事業の目的となる涉外性の認められる法律事務の範囲が拡大することとなる。例えば、同項第1号の要件を緩和することによって、これまで特定共同事業の目的とし得なかった、ビジネスロイヤーとしての知識・経験が必要とされる法律事務等を特定共同事業の目的としうることとなったり、同項第3号の議決権割合要件を1/2未満にも緩和することによって、外国会社の議決権割合が1/2未満の外資系会社の依頼による事件についても目的としうることとなる。

しかし、外国法事務弁護士による貢献が考えられないため、特定共同事業の目的とすることができないふさわしくない法律事務が残るため存在する以上、現行制度と同様、弁護士と外国法事務弁護士とが一つの事業体としての事務所を共同経営することができないは認めない。

B案（共同事業禁止規定目的要件撤廃案）

外国法事務弁護士と弁護士との共同事業禁止規定目的要件を撤廃する。
外国法事務弁護士と弁護士とは別々の事務所とする。
外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定は存続させる。
外国法事務弁護士と弁護士との特定共同事業以外の収益分配禁止規定は存続させる。

【内 容】

○共同事業の禁止に関する規定（外弁法第49条第2項前段及び第49条の2第1項各号）目的要件を撤廃し、あらゆる法律事務について共同事業を営むことを可能とする。

その結果しかし、外国法事務弁護士と弁護士とが一つの事業体としての事務所を共同経営しうることになるが、別々の事務所を構成することは存続させ、弁護士はあくまで弁護士により雇用されることを確保し、雇用禁止規定が存続するため、外国法事務弁護士と弁護士が弁護士を共同して雇用することはできない認めない。

C案（共同事業・雇用禁止規定撤廃案）

—外国法事務弁護士と弁護士との共同事業禁止規定を撤廃する。
—外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定を撤廃する。
—外国法事務弁護士と弁護士との共同事業形態以外での収益分配禁止は存続させる。

【内 容】

○共同事業の禁止に関する規定（外弁法第49条第2項前段及び第49条の2第1項各号）を撤廃し、あらゆる法律事務について共同事業を営むことを可能とする。

—その結果、外国法事務弁護士と弁護士とが一つの事業体としての事務所を共同経営しうることになる。

○共同事業の禁止規定等の撤廃との関連性において、外国法事務弁護士による弁護士の雇用の禁止規定を撤廃し、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を可能とする。

—その結果、外国法事務弁護士と弁護士とが共同して弁護士を雇用しうることになり、また、外国法事務弁護士が単独で弁護士を雇用しうることになる。

~~D案（共同事業・雇用・収益分配禁止規定撤廃案）~~

- ~~—外国法事務弁護士と弁護士との共同事業禁止規定を撤廃する。~~
- ~~—外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定を撤廃する。~~
- ~~—外国法事務弁護士と弁護士との収益分配禁止規定を撤廃する。~~

~~【内 容】~~

~~○共同事業の禁止に関する規定（外弁法第49条第2項前段及び第49条の2第1項各号）を撤廃し、あらゆる法律事務について共同事業を営むことを可能とする。~~

~~—その結果、外国法事務弁護士と弁護士とが一つの事業体としての事務所を共同経営しうることになる。~~

~~○共同事業の禁止規定等の撤廃との関連性において、外国法事務弁護士による弁護士の雇用の禁止規定を撤廃し、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を可能とする。~~

~~—その結果、これまで不可能であった外国法事務弁護士と弁護士とが共同して弁護士を雇用しうることになり、また、外国法事務弁護士が単独で弁護士を雇用しうることになる。~~

~~○共同事業の禁止規定等の撤廃との関連性において、収益分配禁止規定を撤廃し、外国法事務弁護士と弁護士との収益分配禁止制度を廃止する。~~

~~—その結果、外国法事務弁護士が出資をなし、弁護士が業務を行い、両方で収益を分配する形態による提携も可能となる。~~

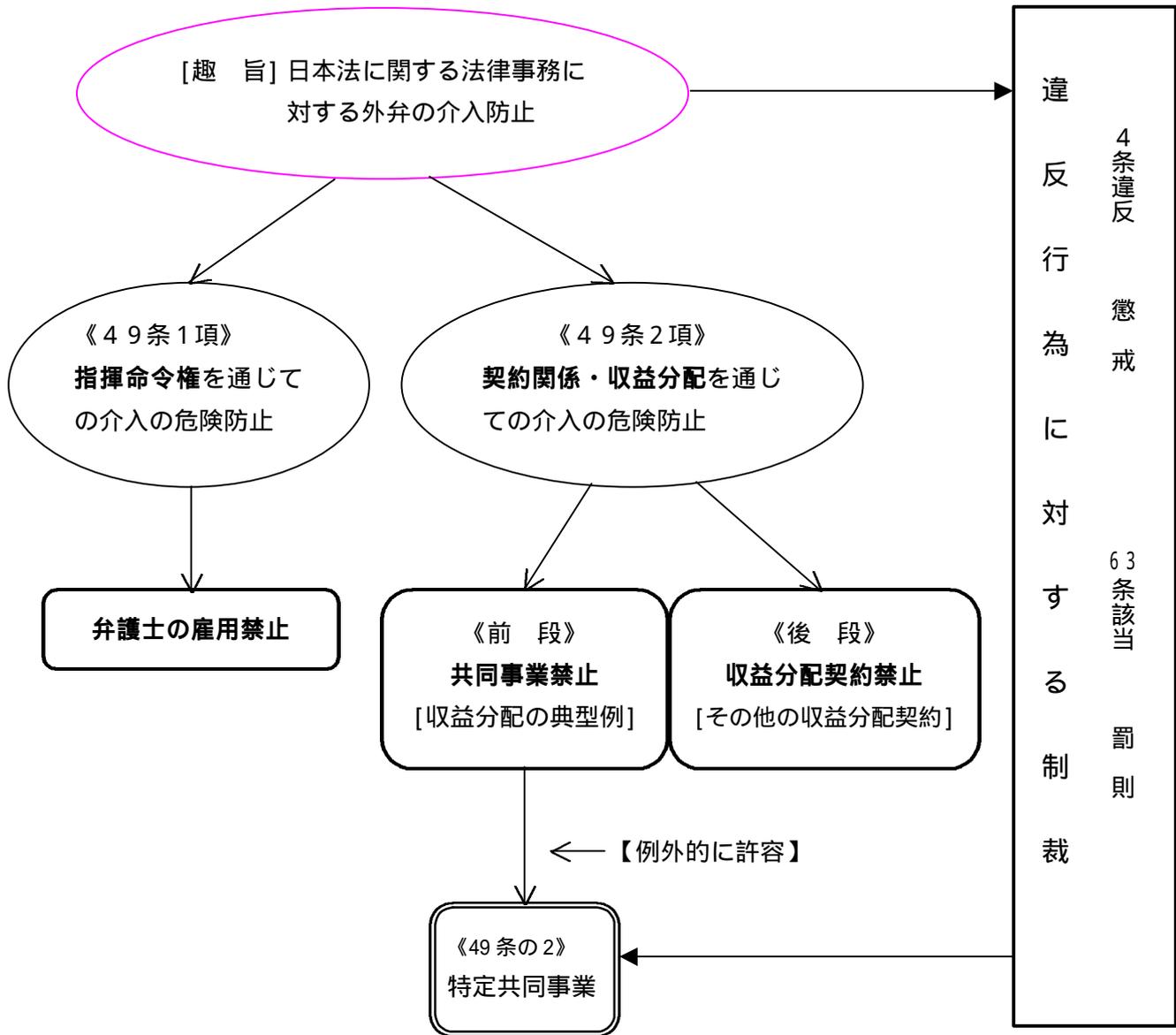
【下條委員私案】

資料 9 - 2

要件緩和等を行った場合の形態案対比表

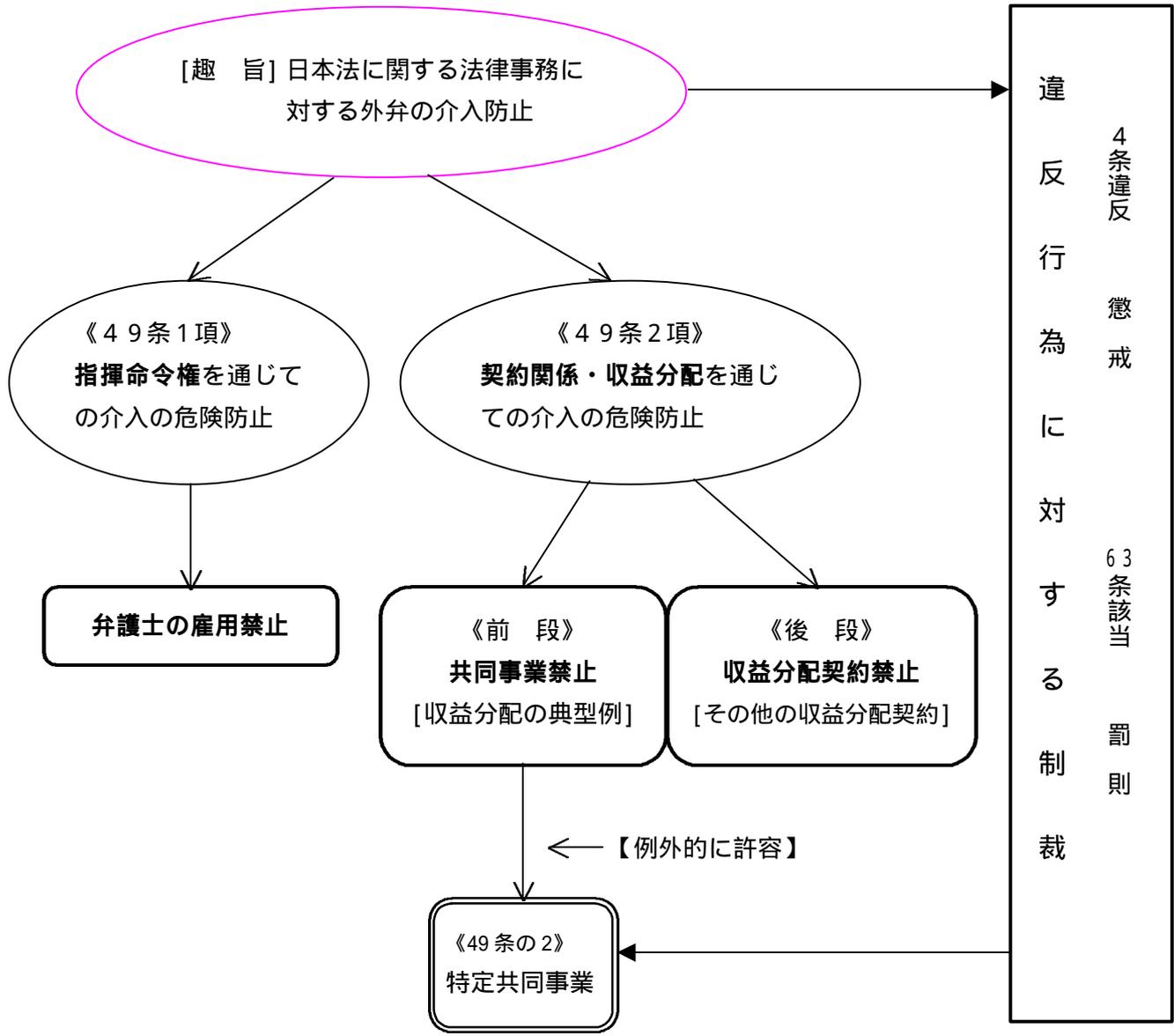
	A案	B案	C案	D案
共同事業				
雇 用	×	×		
収益分配	×	×	×	

外弁法49条と49条の2の概要



- 一定の範囲の涉外性の認められる、又は涉外性が認められることが通常である法律事務を目的とする限りにおいて、特定共同事業として、共同事業形態の収益分配契約を政策的に解禁

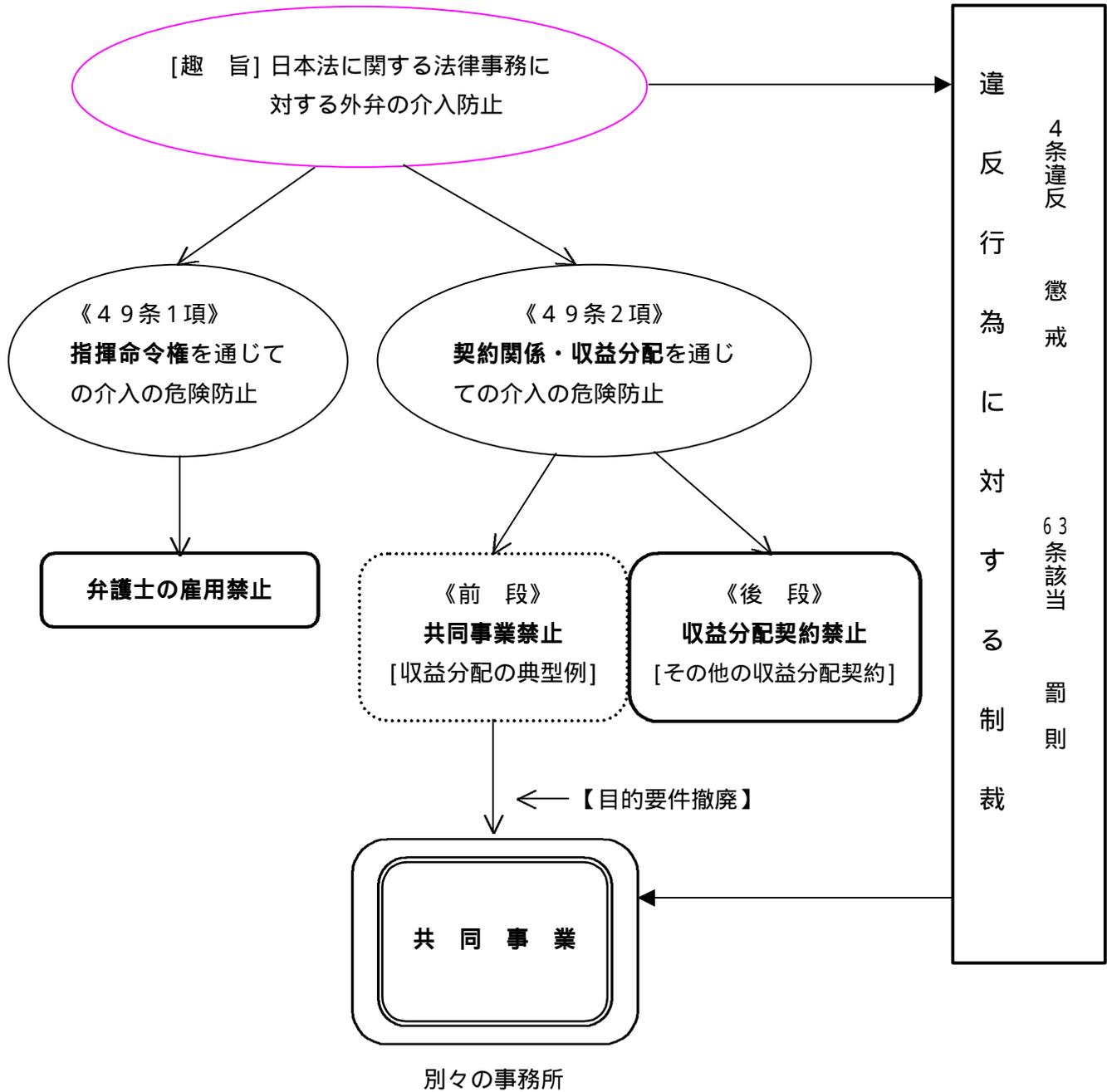
A 案 特定共同事業目的要件緩和 案



主要点

特定共同事業の目的要件規定を緩和
収益分配禁止規定は存続
雇用禁止規定は存続

B 案 共同事業目的要件撤廃 案



主要点

共同事業目的要件の撤廃
収益分配禁止規定は存続
雇用禁止規定は存続

[下條委員私案]

C 案 ネットワーク型共同事業案

外国法事務弁護士制度、特定共同事業制度は廃止する。 日本弁護士と外国弁護士とのパートナーシップを認める。

[内容]

- 特定共同事業の要件緩和等の問題はなくなる。
- 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止の問題もなくなる。
- 外国法律事務所の日本支店は日本弁護士のみがパートナーとなることができる。
- 日本に来る外国弁護士は日本支店のパートナーである日本弁護士に雇用される。